

「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ『とっとり・おかやま新橋館』
オープン 10 周年記念イベント」企画・運営委託業務仕様書

- 1 業務名 「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ『とっとり・おかやま新橋館』オープン 10 周年記念イベント」企画・運営委託業務
- 2 業務期間 契約日から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで
- 3 予算額 金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の目的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」のオープン 10 周年を記念し、鳥取県、及び岡山県の魅力を発信するための内容を盛り込んだ「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ『とっとり・おかやま新橋館』オープン 10 周年記念イベント」（「以下、「記念イベント」という。」）を実施することで、両県、及びとっとり・おかやま新橋館の更なる認知度の向上や利用者の増加、及び首都圏における情報発信機能の強化を図る。

【記念イベントの概要】

- 実施場所 とっとり・おかやま新橋館 2 階
(東京都港区新橋 1-11-7 新橋センタープレイス)
- 日 時 令和 6 年 11 月 1 日(金)10:00～(概ね 30 分から 1 時間程度)
- 実施事項 鳥取県、岡山県及びとっとり・おかやま新橋館の認知度向上のため、両県の特産品や観光の PR を含め、「10 年目のチャレンジ」をコンセプトとする鳥取県知事、岡山県知事及びゲストによるスペシャルトーク

5 業務の内容

受託者は、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 記念イベント企画業務

- ① 次の観点により、記念イベントの企画、構成、演出及び台本制作を行う。
 - ・鳥取県、岡山県、とっとり・おかやま新橋館の認知度の向上や新規利用者の獲得、リピーターの増加等の拡大を図ること。
 - ・鳥取県、岡山県の特産品や観光の PR となること。
 - ・10 周年のお祝となる、両県知事及びゲストによる演出等を行うこと。
 - ・ゲストは両県ゆかりの著名人・芸能人等、情報発信力が高い者を起用することとし、必ず両県の承認を事前に得ること。
- ② キー局をはじめとしたテレビ、新聞、web 等、マスメディアへの露出により、とっとり・おかやま新橋館の認知度向上を図る。

(2) 運営業務

① イベント運営

ア 進行管理

セレモニー当日の会場内の運営、出演者の誘導、来場者の受付・誘導及び会場整理を行う。

なお、運営責任者を 1 名配置する。

イ 照明

照明業務を円滑に実施するための体制を整備するとともに、準備、リハーサル、及び

本番の照明業務を行う。

ウ 音響

音響業務を円滑に実施するための体制を整備するとともに、準備、リハーサル、及び本番の音響業務を行う。

エ 会場装飾

会場装飾業務を円滑に実施するための体制を整備するとともに、イベント当日の会場装飾を行う。

オ 司会者選定

イベントの進行を行うため司会者は、委託者と協議の上、可能な限り両県出身者又はゆかりのある者から1名を選定する。

カ ゲスト関係

ゲストとの演出等に係る連絡調整等、ゲストに係る全ての業務を行う。

② その他

- ・バックパネル（W4500mm×H2250mm 程度、1枚）の作成、設置、撤去業務を行う。
- ・バックパネル用タイトル看板（W4000mm×H500mm 程度、1枚）の作成、設置、撤去業務を行う。

(3) 広報関係業務

記念イベントに関し、キー局をはじめとしたテレビ、新聞、web等、各種メディアに対して広報を行い、取材誘致を行う。また、取材参加の取りまとめ、当日の受付、取材の取り仕切り等を行う。

(4) 立看板の作成・設置・撤去業務

当日の会場案内板（W300mm×H900mm 程度、1枚）の作成、設置、撤去業務を行う。

6 著作権等

(1) 各種デザイン写真等、委託業務の実施による製作物に係る著作権は、原則として、すべて両県に帰属するものとする。

(2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

7 提出書類及び事業完了検査

(1) 受注者は契約締結後、速やかに次の書類を作成し、委託者の承諾を得るものとする。

- ① 事業計画書
- ② 運営責任者、連絡事項担当者及び各業務担当者一覧表
- ③ 運営マニュアル、進行シナリオ（※進行シナリオは実施日の3週間前までに提出すること。）
- ④ その他、委託者が必要に応じて指定する書類

(2) 業務報告書

受注者は、委託事業を完了したときは、完了した日から30以内に実績報告書を提出すること。

ただし、委託事業を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から30日以内に実績報告書を提出すること。

8 留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

業務によって知り得た個人情報の取り扱いについては、別記個人情報取扱業務委託契約特

記事項に従うこと。

(2) 業務上知り得た秘密の保持

委託業務に関して、受託者が両県から受領又は閲覧した資料等は、両県の了解なく公表又は使用してはならない。また、委託業務の実施にあたって知り得た両県等の業務上の秘密は保持しなければならない。

(3) 再委託の禁止

① 受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

② 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) その他

① 本業務が滞りなく遂行できるよう、必要な作業人数を適宜確保すること。なお、必要に応じて作業人数等は委託者と協議し円滑な業務遂行に支障がないようにするものとする。

また、作業人数等の増により、本業務の契約額を増額するものではないこと。

② セレモニー会場の装飾、音響設備の調達等の全て、両県知事を除く出演者、司会者の出演料、メイクや衣装等のスタッフに係る経費等は委託料に含めるものとする。

③ 本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5 受注者は、この契約に係る業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 受注者は、この契約に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。